

10年間で子どもの実態はどう変わった？

文科省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」から

暴力行為の内容は、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損となっています。令和5年度の小学校の暴力行為発生件

暴力行為	令和5年度	平成26年度
小学校	70,009件	11,472件
中学校	33,617件	35,683件
高等学校	5,361件	7,091件
合計	108,987件	54,246件

暴力行為の発生件数
小学校が6倍以上に

文科省は2024年10月31日「令和5年度（2023年度）児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」を公表しました。その調査結果で示された暴力行為、いじめ、不登校、自殺の状況について平成26年度（2014年度）の状況と比べてみます。

数値は何を語るか！

発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ

http://kakyoso.com/

数は、10年前と比べると6倍以上になっています。過去最高です。小学校は令和2年度を除き、毎年度増加しています。令和5年度の発生件数を学年別で見ると、一番多いのは中学校1年、次が中学校2年です。児童生徒1000人当たりの暴力行為の発生件数は8・7件となっています。

いじめ認知件数
全体で3・9倍
小学校4・8倍

増え続ける深刻な状況！

いじめ	令和5年度	平成26年度
小学校	588,930件	122,734件
中学校	122,703件	52,971件
高等学校	17,611件	11,404件
特別支援	3,374件	963件
合計	732,568件	188,072件

いじめ認知件数は、どの校種とも増加しています。小学校4・8倍、中学校2・3倍、高等学校1・5倍、特別支援学校3・5倍です。児童生徒1000人当たりのいじめの認知件数は57・9件です。ちなみに香川県は47・2件です。

令和5年度のいじめの内容は小・中学校及び特別支援学校においては「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が多くなっています。高等学校においては、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて「パソコンや携帯電話で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が多くなっています。「パソコン……」の件数は、増加傾向にあります。



いじめの解消状況

令和5年度のいじめの解消状況は解消が77・5%、解消に向けて取組中が22・3%となっています。なお、いじめが解消している状態とは、①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件を満たした状態とされています。

いじめの重大事態

いじめ防止対策推進法でいじめの重大事態が示されています。

不登校	令和5年度	平成26年度
小学校	130,370人	25,864人
中学校	216,112人	97,033人
高等学校	68,770人	53,156人
合計	415,252人	176,053人

不登校の数
過去最多！

重大事態と把握するまで、学校がいじめとして認知していなかったのは490件、37・5%となっています。

生命	75件
身体	117件
精神	406件
金品等	50件

第1号、「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号、「児童等が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき」となっています。令和5年度の場合、重大事態発生件数は過去最多の1306件、そのうち第1号が648件、第2号が864件です。両方に該当する場合は、それぞれの項目でカウントされています。第1号の内訳は左の表です。

た。しかし、日本はこの条約に参加していない▼国内では、被爆者援護拡充の運動をしてきた。しかし、「何十万という死者に対する保障は一切なく、日本政府は一貫して国家補償を拒み、放射線被害に限定した対策のみ今日まで続けてきています」。「原爆で亡くなった死者に対する償いは、日本政府はまったくしていない」。田中さんは繰り返し「核兵器禁止条約のさらなる普遍化と核兵器廃絶の国際条約の策定を目指し、原爆体験者の証言の場を各国で開いてください。人類が核兵器で自滅することのないように。核兵器も戦争もない人間社会を求めてともに頑張りましょう」。この田中さんの訴えに私たちは、どう行動すればいいのだろうか。深く考えさせられた。

ノーベル平和賞受賞



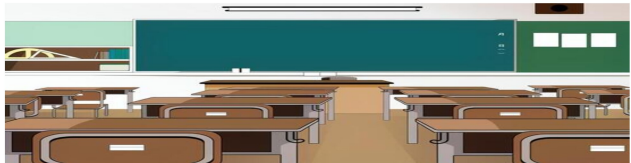
12月10日、日本
原水爆被害者団体
協議会（日本被団
協）へのノーベル
平和賞授賞式が行われた。田中
照巳代表委員が記念講演で、13
歳の時に長崎で被爆した筆舌に
尽くしがたい体験とともに日本
被団協の運動を話した。核兵器
は人類と共存できない、させて
はならないという信念は人々の
胸を打った。講演が終わると拍
手は鳴り止まず、参加者はスタ
ンディングオベーションで讃え
た▼日本被団協は草の根の活動
を進めてきた。国際的には19
70年代から、国連や核兵器不
拡散条約再検討会議などの証
言や発言、原爆展などで被爆の
実態を明らかにしてきた。原爆
被害者の証言が重く受け止めら
れ、「核のタブー」の形成につ
ながった。そして、2017年
「核兵器禁止条約」が制定され

令和3年度と5年度学年ごとの状況

	小1年	小2年	小3年
令和3年度	4,534人	7,269人	10,289人
令和5年度	9,154人	13,694人	17,977人

	小4年	小5年	小6年
令和3年度	14,712人	19,690人	25,004人
令和5年度	23,090	29,847	36,588人

	中1年	中2年	中3年
令和3年度	45,778人	58,740人	58,924人
令和5年度	58,035人	77,768人	80,309人



文科省の「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」において、調査のポイントで増加の背景が示されています。

いじめ

増加の背景として、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等ネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどが考えられる。

暴力行為

増加の背景として、いじめ認知に伴うものや児童生徒に対する見取りの精緻化によって把握が増えたことなどが考えられる。

不登校

増加の背景として、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機関の確保等に関する法律」の趣旨の浸透による保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に課題があったことなどが考えられる。

2007年（平成19年）に全国学力・学習状況調査が悉皆で行われました。その後、抽出になった年もありましたが、2013年（平成25年）から、再び悉皆とな



小中学校令和2年度から5年度の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	63,350人	81,498人	105,112人	130,370人
中学校	132,777人	163,442人	193,936人	216,112人
合計	196,127人	244,940人	299,048人	346,482人

令和5年度の1000人当たりの不登校児童生徒数は小学校で21.4人、中学校は67.1人です。これは、小学校では47人に1人、中学校では15人に1人が不登校ということです。

不登校児童生徒数は学年を追うごとに増加しています。小学校1年ですでに約1万人、中学校3年では8万人を超えています。

また、令和3年度と5年度を比べると、小学校1年と2年が約2倍になっています。

不登校児童生徒について把握した状況は「学校生活に対してやる気が出ないなどの相談があった」が最も多く、次いで「不安・抑うつ」の相談があった。「生活リズムの不調に関する相談があった」がほぼ同じ割合になっています。

なお、病気・不登校などを含む長期欠席者は小学校21万8238人、中学校27万5202人、高校10万4814人です。高校の中退学者は4万6238人になっています。

文科省の分析する増加の背景は？

自殺者	令和5年度	平成26年度
小学校	11人	7人
中学校	126人	54人
高等学校	260人	171人
合計	397人	232人

上の自殺者数は、小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数です。約400人で、令和4年度よりは減少しています。令和2年度、4年度は自殺者が400人を超えていたの、それに次ぐ過去3番目の多さです。

なお、厚生労働省自殺対策推進室の資料では、令和5年中の自殺者は小学生13人、中学生153人、高校生347人で合計513人です。このうち、自殺の原因・動機で学校問題は261件、内訳は学業不振65件、進路に関する悩み（入試以外）53件、学校問題その他51件、学友との不和（いじめ以外）48件となっています。

自殺者数400人は過去3番目の多さ

必要な対策は何か！

文科省は「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について（通知）」（各都道府県教育委員会指導事務主管部課長宛）で、次のように述べています。

子供たちを取り巻く環境が変化する中で、不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性や、子供たちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりしている可能性等も考慮し、引き続き、子供たちの小さなSO Sを見逃さず、「チーム学校」で素早く支援するとともに、教育と福祉が連携しつつ、子供やその保護者が必要な時に支援が行われるよう、ご配慮願います。

では、子どもを取り巻く環境の中心である学校の状況はどうでしょう。

まず、今の教育制度を委えて、子どもたちのストレスの要因を取り除く、子どもの豊かな成長と発達を保障し、ゆきとどいた教育を実現し、登校するのが楽しい学校になることが大切です。そのためには、少人数学級の推進が求められます。

また、教職員が時間的にも身体的にもゆとりをもって児童生徒と接することができるとも大切です。そのためには、長時間過密労働の解消、教職員定数を抜本に改善し、教職員を増やすことが求められます。

